

当院が届け出ている基本診療料・特掲診療料一覧

○情報通信機器を用いた診療に係る基準（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

対面診療を基本としますが、主治医が医学的に必要と判断した場合に限りオンライン診療で対応します。初診のオンライン診療では、向精神薬の処方はいりません。

○一般名処方加算（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行うことがあります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

○機能強化加算（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機をご紹介します。介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。夜間・休日等の診療時間外や緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

○がん性疼痛緩和指導管理料（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

医師ががん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者さんに対して、副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り、当該薬剤に関する指導を行い、当該薬剤を処方した日に算定出来る医学管理料です。

○在宅療養支援診療所（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

在宅療養支援診療所とは、在宅診療患者に対し24時間対応が可能な医療機関を評価する施設基準です。当院は機能強化型在宅療養支援診療所（連携型）です。当院では平時から訪問診療等を行っている医師により、時間外往診体制を確保しております。

○在宅医療充実体制加算（本院、港南院、金沢院、神奈川院）

機能強化型の在宅療養支援診療所で看取り、緊急往診、麻薬使用等に十分な実績があり、緩和ケア・看取りの経験をしっかりと積んだ常勤医師が配置されているという医療機関を評価した加算です。

○在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

通院が困難な患者に対し、計画的な医学管理の下で定期的な訪問診療を行っている場合に、月一回算定します。

在宅での療養を行っている患者には「在宅時医学総合管理料」、施設（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅）に入居している場合には、「施設入居時医学総合管理料」を算定します。

○在宅データ提出加算（本院、港南院、金沢院、神奈川院）

厚生労働省が実施する「外来医療、在宅医療の影響評価に係る調査（外来医療等調査）」に準拠したデータを正確に作成し、継続して提出されることを評価したものです

○在宅がん医療総合診療料（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

在宅がん医療総合診療料は、通院が困難な末期の悪性腫瘍の患者に対する在宅診療に関わる施設基準です。

○外来・在宅ベースアップ評価料（I）（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

ベースアップ評価料は、それで得た診療報酬の全額を対象職員（40歳未満の医師、看護師や事務職員）の賃上げに使用することを条件に算定可能な診療報酬です。

○在宅患者訪問診療料（I）（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

訪問診療は、定期的に医師が患者さんの自宅に訪問します。どのような治療を受けたいか、患者さんやご家族と相談しながら、計画をたてて診療を行います。

○在宅医療情報連携加算（本院、港南院、金沢院、神奈川院、旭院、戸塚院）

ICT（通信技術を用いたコミュニケーション）を用いて、関係事業所と情報共有をさせていただいております。これにより、患者さんの情報共有がスムーズとなり、きめ細かな連携体制をとっています。

令和8年6月

みらい在宅クリニック